

1 計画策定の趣旨

「第5期福岡市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成29年3月31日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度（2020年度）における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

2 計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び福岡県の計画との整合性を図りながら、福岡市基本計画に即した「福岡市保健福祉総合計画」及び、その障がい者福祉分野計画である「福岡市障がい者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「第4次福岡市子ども総合計画」等との整合を考慮し、策定するものです。

「福岡市保健福祉総合計画」は、「障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会」の実現を目指すことを目標に掲げ、施策の基本計画としての性格を有していますが、本計画は、その目標の実現に向けた実施計画としての性格を有しています。



3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間としています。

5 計画期間中の見直しについて

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

